

事務事業名 小中学校教育研究指定校補助事業

出力日：令和08年03月16日

キーコード：1117

施策：	02	学校教育の充実	財務コード	01090103-09-469
基本事業：	02	教職員の資質向上と働き方改革	担当部	教育部
基本事業の成果指標	授業がよくわかると思う児童の割合 授業がよくわかると思う生徒の割合 児童・生徒と向き合う時間を十分に確保できている教職員の割合		担当課	学校教育課
			担当係	教育指導担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	～		新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画		
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）						
小学校及び中学校の教職員			小学校及び中学校の教育の振興と充実を目指して教育課程、指導方法及び学校・学年・学級経営等の調査研究及び実践研究を実施させる。 具体的には、喫緊の教育課題を教育委員会が提案し、そのテーマの研究を希望する学校を募集する。応募があった学校の内、計画等が充実している学校を指定し、3年計画で調査研究を行なわせる。調査研究を行う中で、研修会を開催し、設定したテーマに基づいた授業指導案の協議や講師を招聘した講義を実施している。3年目には、研究発表会の開催により、学校教育関係者へ研究の成果を公開し、研究成果を他校に広げることをもって本市教育行政の振興と充実に資する。 また、本調査研究に伴う講師への謝金、消耗品などの必要な経費について補助を行なつ。						
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）			教職員に必要な基本的な素養、学校運営に関わる連携・協働する力、教育課程に関わる学習指導力、学級運営に関わる児童生徒理解力・生徒指導力その他特別支援教育に対する理解や人権感覚の向上などの資質の向上を図る。						
4. 成果（簡易評価は未記入）									
成果指標名称	単位	05年度実績	06年度実績	07年度当初	08年度要求	09年度計画	10年度計画	目標	
小・中学校の教員が合同で研修会を実施した平均回数	回	2.3	2.6	2.3	2.3			4	
5. コスト									
事業費	計	千円	1,750	1,400	1,800	225			
	国	千円	0	0	0	0			
	県	千円	0	0	0	0			
	地方債	千円	0	0	0	0			
	その他一般	千円	0	0	0	0			
正職員人工数	人工	0.3	0.3	0.3					
正職員人件費	千円	2,345	2,407	2,514					
トータルコスト(事業費+正職員人件費)	千円	4,095	3,807	4,314	225				
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）									
あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない（停滞・低下）	教育委員会が研究テーマを設定し、手挙げ式で学校を指定している。令和5年度は筑紫野中学校でICTを活用した教育、阿志岐小学校で算数科をテーマとした研究発表会を開催した。令和6年度は筑紫野南中学校及び原田小学校で情報モラル教育をテーマとして研究発表会を開催した。 <b>【令和6年度研究発表会（筑紫野南中・原田小）アンケート結果】</b> ・研究内容は参考になる内容であったか。「とても参考になった」または「参考になった」・・・94.0% ・本研究内容を活用したいか。「とても活用したいと思う」または「活用したいと思う」・・・95.0%								
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）									
対象動向	維持	類似事業	なし						
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし						
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし						
上位貢献度	影響度は中	業務推進課題	なし						
成果向上余地	中程度								
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）					改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）									
小学校及び中学校の教育の進行と充実及び教職員の資質向上のため、本事業の実施は維持しつつも、教職員の業務負担軽減に留意しながら、より効率的かつ効果的な事業の在り方を検討する必要がある。									
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）					備考・特記事項 or 進行管理欄				
近年、教職員の勤務実態が問題視され、働き方改革が謳われており、効率的な研究運営の検討が必要である。					新教育基本法では、教育を受ける者が「学校生活を営む上で必要な規律」と「自ら進んで学習に取り組む意欲を高めること」を重視する規定が盛り込まれた。（第6条第2項）また、教員には「養成と研修の充実を図らなければならない」と追加規定されており、今後、一層のレベルアップが要請されている。				